

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第6435496号
(P6435496)

(45) 発行日 平成30年12月12日(2018.12.12)

(24) 登録日 平成30年11月22日(2018.11.22)

(51) Int. Cl.	F 1					
A 4 7 C	9/10	(2006.01)	A 4 7 C	9/10	Z	
A 4 7 C	4/28	(2006.01)	A 4 7 C	4/28	Z	
A 4 7 C	5/10	(2006.01)	A 4 7 C	5/10	B	
A 4 7 C	7/54	(2006.01)	A 4 7 C	7/54	Z	
A 4 7 C	7/62	(2006.01)	A 4 7 C	7/62	A	
						請求項の数 5 (全 7 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号 特願2017-49653 (P2017-49653)
 (22) 出願日 平成29年3月15日(2017.3.15)
 (65) 公開番号 特開2018-149241 (P2018-149241A)
 (43) 公開日 平成30年9月27日(2018.9.27)
 審査請求日 平成29年7月18日(2017.7.18)

(73) 特許権者 717001606
 COA-S P O R T S株式会社
 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目19番
 11号加瀬ビル88-4階-B
 (72) 発明者 細田 統吾
 神奈川県茅ヶ崎市東海岸北2-14-25
 -103
 審査官 小島 哲次

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 サーフボードを置くことができるサーフチェア

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

サーフボードを置くことができるサーフチェアであって、
 下部が砂地に当たり、上部がグリップ部材を備え、サーフボードを置くことができる平坦部を有し、下部側に補強材が連結された1組の脚部と、
 前記脚部の間に配置され、下部が前記脚部の下側に回転可能に取り付けられ、互いに交差する位置で回転可能に連結されるとともに、上部に座布を備えた1組の座部部材と
 を備え、前記座部部材は、前記サーフチェアの使用時に前記平坦部よりも低い位置に配置される、サーフチェア。

【請求項2】

前記平坦部には、前記サーフボードを立てて置くための凹部を備える、請求項1に記載のサーフチェア。

【請求項3】

前記脚部の下部には、前記サーフボードを置くためのボードフックを着脱自在に取付けるための取付部材を備える、請求項1または2に記載のサーフチェア。

【請求項4】

前記ボードフックは、前記サーフボードが置かれたときに、砂地に接し、前記サーフチェアを支持する形状を備える、請求項3に記載のサーフチェア。

【請求項5】

前記サーフチェアは、前記脚部の上側に掛け渡された背布を備える、請求項1から4の

いずれか 1 項に記載のサーフチェア。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、サーフボードを置くことができるサーフチェアに関する。

【背景技術】

【0002】

従来、サーフィンを行う場合、砂浜にサーフボードを持って行き、サーフィンを楽しむが、サーフィンを行っていない場合や、例えばライフセーバなど、監視するために待機することが必要な場合、サーフボードを身の回り近くに持ち運べるように置いておくことも必要である。サーフボードを砂浜に置くと、砂で傷がついたり、通行の障害となったり、フィンなどによる不測の事故が発生することが考えられる。

10

【0003】

このため、サーフボード用のボード置きを使用することが多い。従来のサーフボード置きは、例えば特許第 4, 834, 182 号 (特許文献 1) に記載されるように、サーファーが座ることができる座部上にサーフボードを水平に置くようにするものが知られている。特許文献 1 に記載されたサーフボード置きは、サーフボードを置くことを主な目的とするものであるため、サーファーが長時間座っていることを想定しておらず、砂浜上での安定性に欠けるという問題があった。

【先行技術文献】

20

【特許文献】

【0004】

【特許文献 1】特許第 4, 834, 182 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

本発明は、上述した従来技術に鑑みてなされたものであり、本発明は、サーファーやライフセーバの砂浜での座り心地を改善するとともに、サーフボードを砂浜で安定して置くことができる、サーフチェアを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

30

【0006】

すなわち、本発明によれば、

サーフボードを置くことができるサーフチェアであって、

下部が砂地に当たり、上部がグリップ部材を備え、サーフボードを置くことができる平坦部を有し、下部側に補強材が連結された 1 組の脚部と、

前記脚部の間に配置され、下部が前記脚部の下側に回転可能に取り付けられ、互いに交差する位置で回転可能に連結されるとともに、上部に座布を備えた 1 組の座部部材と

を備え、前記座部部材は、前記サーフチェアの使用時に前記平坦部よりも低い位置に配置される、サーフチェアが提供できる。

【発明の効果】

40

【0007】

本発明によれば、サーファーやライフセーバなどの座り心地を改善し、長時間座っていても体に対する負担を軽減し、なおかつサーファーやライフセーバなどの行動に対応してサーフボードを置くことができるサーフチェアを提供することを目的とする。

【図面の簡単な説明】

【0008】

【図 1】図 1 は、本実施形態の第 1 実施形態のサーフチェア 10 を示す斜視図。

【図 2】図 2 は、本実施形態のサーフチェア 10 の側面図 (a)、上面図 (b) および正面図 (c) を示す図。

【図 3】図 3 は、本実施形態の第 1 実施形態のサーフチェア 10 にサーフボード 20 を置

50

く時の実施形態を示す図。

【図4】図4は、本実施形態で、ボードフック11にサーフボード20を載せた時の実施形態を示す図。

【図5】図5は、本実施形態のサーフチェア10またはサーフチェア30から背布7を取り外して使用する場合の実施態様を示す図。

【発明を実施するための形態】

【0009】

以下、本発明につき、実施形態を以て説明するが、本発明は後述する実施形態に限定されるものではない。図1は、本実施形態の第1実施形態のサーフチェア10を示す斜視図である。サーフチェア10は、例えばアルミ製のパイプを組み合わせて作られており、一体として概ねU字型に形成され、両側に配置される脚部1と、両側の脚部1に回転可能に取り付けられたU字型の座部部材6とを備えている。

10

【0010】

座部部材6は、その各端部5が脚部1に回転可能に取り付けられ、その前後の中央部8で回転可能に連結され、さらに両方の座部部材6の上部には、水平部が形成されている。両方の水平部には、座布2が掛け渡されていて、サーファーなどの臀部を保持し、両脚部1と、座部部材6とによってチェア形状が提供される。また、脚部1の下部には、脚部1を補強するための補強材9が固定されていて、砂浜上でのサーフチェア10の安定性を改善するとともに、サーフチェア10の前後方向の剛性を提供する。

【0011】

20

さらに、脚部1の上側は、平坦部を有するU字形上に形成されている。平坦部には、ラバー製のグリップ部材4が被せられていて、サーファーの濡れた身体やサーフボード20が滑らずに、安定して乗せられるようにされている。この平坦部は、肘置きとしても機能する他、平坦部に形成された凹部3は、第1実施形態では、サーフボード20を安定して乗せておくためのサーフボード保持機能部を提供する。

【0012】

両脚部1の高さは、上側の平坦部は、両脚部1が開いた位置で、座布2の位置よりも、高くなるように、すなわち、座部部材6の水平部の高さが、平坦部よりも低くなるように設定されていて、サーファーが、肘を平坦部に置いたときに、サーファーの太ももに肘が邪魔されないようにされている。また、上述したように高く形成された平坦部の奥側には、脚部に背布7を掛け渡すことができる。背布7は、サーファーなどの腰部を保持し、サーファーがサーフチェアから後ろ側に転倒しないように安定化することで、さらにサーファーやライフセーバへの負担を軽減することができるようにされている。

30

【0013】

図1に示したサーフチェア10は、下部が補強材9で連結されているため、剛性が改善され、さらに砂地に設置する面積が増加することにより、座った時の安定性が改善でき、また背布7を取り付けた場合、腰部をサポートし、座った時の安定性が改善するため、長時間座っていても、サーファーやライフセーバなどに対する負担を軽減することができる。

【0014】

40

図2は、本実施形態のサーフチェア10の側面図(a)、上面図(b)および正面図(c)を示す。図2に示すように、第1実施形態では、サーフチェアの脚部1の上部にグリップ部材4を備えた平坦部が形成され、平坦部の中央にサーフボード20を立てて置くための凹部3が形成されている。

【0015】

また、上面図(b)に示すように、両脚部1は、矢線Aの方向に移動自在に保持されていて、両側いっばいに開いたときには、椅子として機能し、椅子として使用しない場合には、両脚部1を内側に移動させて、折りたたむことで、厚さを低減し、持ち運んだり、車に積んだりする場合に、邪魔にならないようになっている。

【0016】

50

図3は、本実施形態の第1実施形態のサーフチェア10にサーフボード20を置く時の実施形態を示す。図3(a)は、平坦部に形成された凹部3にサーフボード20を概ね垂直に置いた場合の実施形態であり、図3(b)は、平坦部に水平にサーフボード20を置いた場合の実施形態である。

【0017】

図3に示すように、サーフボード20は、グリップ部材4により滑らないように固定され、また、サーフボード20は、座布2から十分離れておくことができるため、座布2がサーフボード20からの海水により湿った場合でも乾燥が早い。

【0018】

また、図3には、本実施形態の第2実施形態を提供するボードフック11が示されている。ボードフック11は、両脚部1の後ろ側に着脱自在に取り付けることができる構成とされている。ボードフック11は、サーファーやライフセーバの好みにより取り外しすることができ、本実施形態では、サーフチェア10の剛性が改善されていることに加え、ボードフック11を、サーフチェアの脚部1の下側に、ボードフック11の最下部が砂地すれすれとなるように配置される。

10

【0019】

このため、ボードフック11にサーフボード20を載せた場合にでも、ボードフック11の最下部が砂地にあたり、サーフチェア10を支持することでサーフチェア10の転倒や後ろへの傾きを防止することが可能とされる。

【0020】

20

また、第2実施形態では、サーフチェア10は、同時に2つのサーフボード20を載せて保持することが可能となる。

【0021】

図4は、本実施形態で、ボードフック11にサーフボード20を載せた時の実施形態を示す。図4(a)に示す実施形態では、ボードフック11は、取付部材11aにより脚部1に固定されているが、ボードフック11の取り付け方法は、これまで知られたいかなる方法でもかまわない。

【0022】

図4(b)は、本実施形態の第3実施形態のサーフチェア30を示す。第3実施形態では、脚部1の平坦部は、凹部3を備えておらず、また必要に応じて、ボードフック11が後部側に取り付けられる構成となっている。サーファーやライフセーバは、第3実施形態では、平坦部にサーフボード20を水平置きすることができる。また、ボードフック11を装着して、サーフチェア30の後部にサーフボード20を載せることができる。

30

【0023】

図5は、本実施形態のサーフチェア10またはサーフチェア30から背布7を取り外して使用する場合の実施態様を示す。図5(a)が、サーフチェア10から背布7を外して使用する場合の実施形態であり、図5(b)が、サーフチェア30から背布7を取り外した場合の実施態様である。いずれも砂浜において安定したサーフチェアの機能を提供することを可能とするとともに、サーフボード20を座布2から離して安定して置くことを可能とする。

40

【0024】

以上のように、本実施形態によれば、サーファーやライフセーバの砂浜での座り心地を改善するとともに、サーフボード20を砂浜で安定して置くことができる、サーフチェアを提供することができる。

【符号の説明】

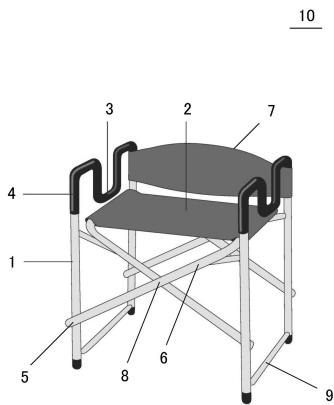
【0025】

- 1 : 脚部
- 2 : 座布
- 3 : 凹部
- 4 : グリップ部材

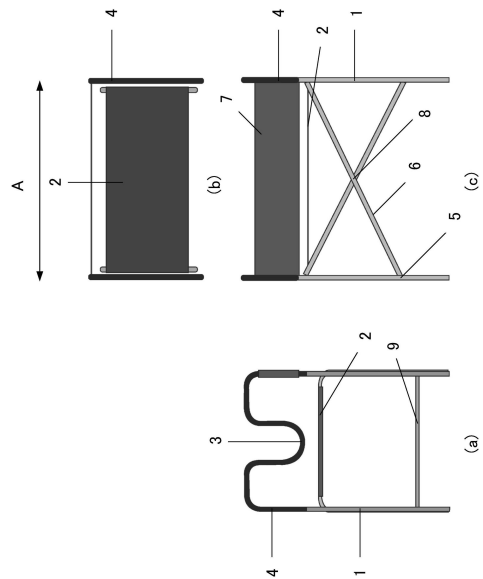
50

- 5 : 端部
- 6 : 座部部材
- 7 : 背布
- 8 : 中央部
- 9 : 補強材
- 10 : サーフチェア
- 11 : ボードフック
- 11 a : 取付部材
- 20 : サーフボード
- 30 : サーフチェア
- A : 矢線

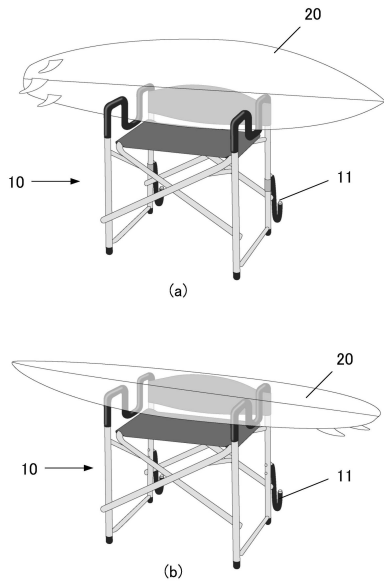
【図1】



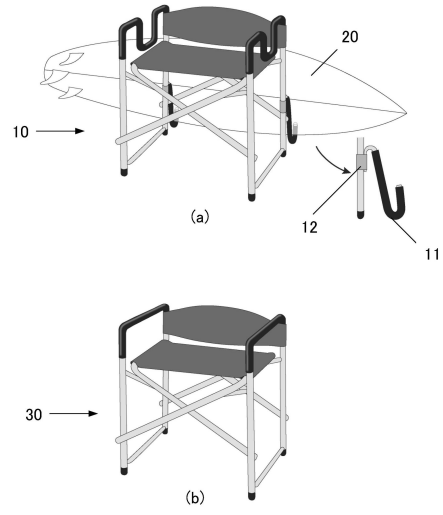
【図2】



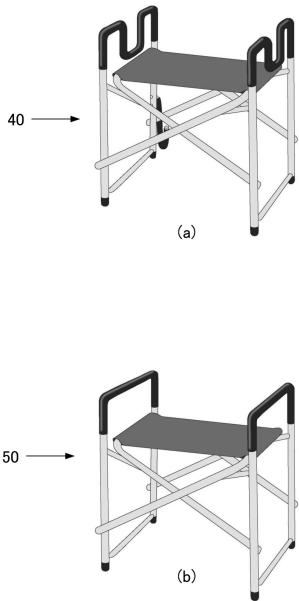
【 図 3 】



【 図 4 】



【 図 5 】



フロントページの続き

(51)Int.Cl. F I
B 6 3 B 35/79 (2006.01) B 6 3 B 35/79 Z

(56)参考文献 特許第4834182(JP, B1)
実開平04-123837(JP, U)
米国特許第5733000(US, A)
米国特許出願公開第2011/0260512(US, A1)
特開昭63-290508(JP, A)
登録実用新案第3086144(JP, U)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
A 4 7 C 9 / 1 0
A 4 7 C 4 / 2 8
A 4 7 C 5 / 1 0
A 4 7 C 7 / 5 4
A 4 7 C 7 / 6 2
B 6 3 B 3 5 / 7 9